

四日市市告示第 2 2 4 号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給付金の支給申請）</p> <p>第 9 条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者（以下「支給申請者」という。）は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書（第 4 号様式。以下「支給申請書」という。）に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類 <u>（ただし、令和 6 年 8 月 2 9 日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く）</u></p>	<p>（給付金の支給申請）</p> <p>第 9 条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者（以下「支給申請者」という。）は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書（第 4 号様式。以下「支給申請書」という。）に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</p>

(3)から(5)まで (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる申請者は、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に第1項に係る申請を行わなければならない。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号に係る支給対象者は、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとに、本条第1項第3号に規定する証明書に替えて、雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書を提出しなければならない。この場合において、支給の申請は、やむを得ない事由がある場合を除き、支給単位期間の終了日から起算して30日以内に行わなければならない。

(給付金の追加支給申請)

第10条 給付金の追加支給を受けようとする支給申請者は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業追加支給申請書（第5号様式。以下「追加支給申請書」という。）に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認め

(3)から(5)まで (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる申請者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に第1項に係る申請を行わなければならない。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号に係る支給対象者のうち、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとの支給を希望する者は、本条第1項第3号に規定する証明書に替えて、雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書を提出しなければならない。この場合において、支給の申請は、やむを得ない事由がある場合を除き、支給単位期間の終了日から起算して30日以内に行わなければならない。

(給付金の追加支給申請)

第10条 給付金の追加支給を受けようとする支給申請者は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業追加支給申請書（第5号様式。以下「追加支給申請書」という。）に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認め

る場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 母子・父子自立支援プログラムの
写し等の自立に向けた支援を受けて
いることを証する書類 (ただし、令和
6年8月29日までに教育訓練講座
の指定を受けたものを除く)

(3)から(6)まで (略)

2 前項の申請は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

3 (略)

る場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 母子・父子自立支援プログラムの
写し等の自立に向けた支援を受けて
いることを証する書類

(3)から(6)まで (略)

2 前項の申請は、当該教育訓練に係る資格を取得し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

3 (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

(こども未来部こども家庭課)